

令和4年度八王子市農業委員会第6回総会会議録

- 1 開催年月日 令和4年10月3日 月曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後2時00分 から 午後2時58分 まで
- 4 出席委員 (22名)

農業委員会委員

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番 田 中 政 博 | 2 番 米 津 元 一 |
| 3 番 菱 山 史 郎 | 4 番 中 西 伸 夫 |
| 5 番 美濃部 弥 生 | 6 番 澤 井 博 |
| 7 番 小 林 裕 恵 | 8 番 熊 澤 治 彦 |
| 9 番 原 島 元 義 | 10 番 馬 場 貴 大 |
| 11 番 峰 尾 幸 代 | 12 番 菱 山 まり子 |
| 13 番 坂 本 真 一 | 14 番 有 竹 満 次 |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|--------------|--------------|
| 15 番 門 倉 豊 | 16 番 井 上 正 芳 |
| 17 番 内 田 寛 | 18 番 内 田 清 文 |
| 19 番 和 田 一 彦 | 20 番 大 塚 隆 廣 |
| 21 番 町 田 裕 通 | 22 番 田 中 道 夫 |

- 5 欠席委員 (0名)

- 6 事務局職員出席者

事務局長	大 津 仁 利	課 長	須 藤 文 夫
主 査	上 原 裕 之	主 査	篠 原 勝 久
主 任	萩 原 健 太	主 任	原 清 貴

令和4年度(2022年度)

八王子市農業委員会 第6回総会 議題

(令和4年10月3日)

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 第4 非農地証明の願出について
- 第5 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

【審議案件】

- 第6 農地の権利移動許可について
- 第7 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第8 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第9 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第10 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第11 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第12 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第13 「東京都指導農業士」の推薦について

【報告案件】

- 第14 農地の権利取得の届出について

《午後2時00分開会》

議 長

それでは、ただいまから、令和4年度八王子市農業委員会第6回総会を開会します。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、室内の換気等に配慮しておりますが、併せて総会の円滑な進行につきましても、みなさまのご協力をお願いいたします。

本日、農業委員及び推進委員に欠席はございません。農業委員定数14名のうち、過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思っております。

お手数ですが、発言される際は、挙手し議席番号とお名前をお伝えください。

第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1「市街化区域内農地の権利を伴わない転用の届出について」
8月1日から8月31日までの届出分（8件）
第2「市街化区域内農地の権利を伴う転用の届出について」
8月1日から8月31日までの届出分（16件）

議 長

報告は終わりました。第1・第2について質問はございませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認め、進行します。第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告。
（2件）

議 長

報告は終わりました。第3についてご質問はありませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認め、進行します。第4「非農地証明の願出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第4「非農地証明の願出について」を説明。（4件）

【番号1】所有者について、川口町在住の1名。

願出地は川口町にある3筆、579㎡。登記地目は「田」。現況は「資材置場」、現況となった時期は「平成14年1月ころ」。

【番号2】所有者について、川口町在住の1名。

願出地は上川町にある2筆、318.47㎡。登記地目は「畑」。現況は「道路及び事務所兼作業所」、現況となった時期は「平成14年1月ころ」。

【番号3】所有者について、上川町在住の2名。

願出地は上川町にある2筆、235㎡。登記地目は「畑」。現況は「住宅及び住宅敷地」、現況となった時期は「平成13年1月ころ」。

【番号4】所有者について、川口町在住の1名。

願出地は上川町にある7筆、1,073㎡。登記地目は「田」。現況は「駐車場及び事務所、砂利置場、倉庫、資材置場」、現況となった時期は「平成14年1月ころ」。

議長

報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認め、進行します。第5「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第5「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。願出地が農業経営を引き続き行っていること（8件）

議長

報告は終わりました。第5についてご質問はありませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認め、進行します。第6「農地の権利移動許可について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第6「農地の権利移動許可について」

譲受人は川口町在住。申請地は上川町の市街化調整区域の1筆。
登記地目、現況地目は「畑」。面積は625㎡。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員をお願いします。

農業委員

それでは、ご報告いたします。9月9日、事務局職員と当該農地の調査を行い、譲受人と面談を行いました。譲受人は、代々農業を営む農家に生まれ、小さい頃から農作業を手伝っていましたが、国立市役所を退職されてから、はちおうじ農業塾へ通われ、本格的に始められました。当該地では、桃の木があったほか、サトイモが作付けされました。農地の取得後は、桃を伐採、伐根した後、葉菜類、根菜類などを作付けして、隣接する自身の農地と一体的に維持管理することです。収穫物は、既存の出荷先である日野市のスーパーへ出荷するほか、個人販売する予定とのことでした。今後は、譲受人が主体で農作業を行い、妻の手を借りながら従事していくとのことでしたので、農地の維持管理に問題はないと思います。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので進行します。お諮りします。第6については、これを許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、許可することに決定しました。第7「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第7「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を説明。

貸し手について、住所は八王子市上川町、利用権を設定する土地は上川町の1筆、1,233㎡。利用権の種類は、賃借権。存続期間は概ね5年間。

借り手について、所在は八王子市川口町。

農業専従者は3人。農作業従事日数は年間270日。経営作物は露地野菜。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員

それでは、ご報告いたします。9月9日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借受人の法人の代表から、今後の作付計画を伺いました。借受人の法人は平成29年2月に新規就農した後、平成31年3月に認定農業者の認定を受けています。平成29年2月の新規就農後から現在までに8,000㎡以上の農地を利用権設定により借受けている実績があります。今回、利用権設定をする土地ですが、令和3年8月から借りている農地の北側に位置しており経営規模拡大に適していることから、農地所有者と話し合いをした結果、借りられることになったそうです。当該地は、草刈がされ一部は耕うんされており全体的にきれいに管理されていました。貸借成立後は、宗兵衛裸麦やエダマメを作付けしていく予定で、収穫物は、スーパーに出荷したり自社が経営するレストラン等で利用していくとのこと。借受人の法人は十分な実績がありますので、今回の貸借も問題はないと思います。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので、進行します。お諮りします。第7については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。第8「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第8「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を説明。

貸し手について、住所は八王子市高月町、農地中間管理権を設定する土地は高月町の1筆、581㎡。農地中間管理権の種類は、使用貸借権。存続期間は10年間。

借り手について、所在は東京都渋谷区代々木二丁目。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員

それでは、ご報告いたします。9月9日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施し、借り受け人である一般社団法人東京都農業会議（東京都農地中間管理機構）の担当者から今後の計画などをお聞きしました。今回利用権を設定する農地は、土地所有者から農地中間管理機構に対し、貸付の希望がありました。今後、担い手が見つかった際に備えて、維持管理を行うに当たり、ここで農地中間管理機構が借り受けを行おうとするものです。農地中間管理機構は、農地利用の最適化や集約化を推進するため、貸し手と借り手を結び付け、ここ数年で高月町を中心に着実に貸借の実績を残しているため、問題はないと思います。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので、進行します。お諮りします。第8については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。第9「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第9「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を説明。
貸し手について、住所は八王子市下恩方町、利用権を設定する土地は下恩方町の2筆、849㎡。利用権の種類は、賃借権。存続期間は1年間。
借り手について、所在は八王子市高尾町。
農業専従者は1人。農作業従事日数は年間230日。経営作物は露地野菜。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いいたします。

推進委員

それでは、ご報告いたします。9月13日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施し、利用権の設定を受ける法人の農場長に今後の作付計画等をうかがいました。利用権の設定を受ける法人は、障害福祉サービスを主な事業としており、平成30年11月に新規就農しました。今回の農地は、4年前に「農業経営基盤強化促進法」に基づき利用権を設定してから、多品目の露地野菜を栽培しています。ここで期間満了を迎えるため、農地所有者と話し合いをした結果、引き続き借りられることになったそうです。農場長を含め、スタッフが交代で、ほぼ毎日利用者を連れて農作業に従事されています。障害者の方が行う農作業なので、無農薬による野菜栽培を行っているとのことですが、当該地には雑草が無く、タマネギ、ナス、キュウリなどの露地野菜が作付され、整然と管理されていました。収穫した農作物は、利用権の設定を受ける法人が運営する作業所兼店舗で缶詰などに加工して販売するほか、イーアス高尾や市内の業務スーパーなどへ出荷しています。農場長は、恩方地域で農地を借り、土地柄に合った農業経営

を実践されている方で、非常にやる気を感じます。無農薬栽培は管理が大変かと思いますが、農場長を中心にこれからもきれいな畑を維持して欲しいと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。はい、推進委員。
推進委員 損益計画書の歩留まり率が 50 パーセントと、とても低く思えます。作付計画にダイコンがありますが、例えばダイコンを 100 本植えて 50 本しか出荷できないということになります。障害者の方が行う無農薬栽培であるとしても、歩留まり率が低いと感じています。歩留まり率が 10 パーセントから 20 パーセント上がると収益がずいぶん増えるのではないかと思います。どのように考えていますか。

事務局 推進委員のおっしゃるとおり、他の農業者に比べて歩留まり率が低いかもしれません。障害者の方が行う無農薬栽培であることも理由の一つと考えていますが、今後貸借を更新していく中で、農業委員さんからアドバイスをいただくなどの協力を得ながら改善をしていければと考えています。

議長 はい、推進委員。
推進委員 障害者の方が農作業を行う法人が何社か利用権を設定していますが、農作業中のトイレ使用に関する問題を見聞きします。貸借している農地にトイレを設置することはできないのでしょうか。

事務局 具体的な場所がわからないと正確なことは言えませんが、貸借している農地なので、所有者との調整が必要となりますし、市街化調整区域などの農地に常設のトイレを設置するのは、他の法令も関係してくるので、簡単に設置はできないと思われます。

議長 ほかにごぎいませんか。ごぎいませんで、進行します。お諮りします。第 9 については、これを決定することにご異議ごぎいませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。第 10

「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題に
します。事務局より説明願います。

事務局

第 10「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を
説明。買取申出生産緑地は東浅川町の「畑」、1筆 615 m²。買取申
出事由の生じた者について、住所は東浅川町、申出者との続柄は
「母」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は「令和 4 年 1
月 16 日」、年齢は「95 歳」、年間従事日数は「300 日」。

議 長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いし
たいと思います。農業委員お願いいたします。

農業委員

それではご報告いたします。9月 13 日、事務局と当該生産緑地を確
認するとともに、願出者にお話を伺いました。願出者の母は婚姻後か
ら農業に携わり始め、畑では、ダイコン、サトイモ、ホウレンソウ、
キャベツ等の露地野菜とクリの果樹を栽培してきました。収穫物は片
倉町にある市場に出荷していましたが、市場が閉鎖されてからは、自
家消費のほか、近所の方々に配っていました。平成 12 年に夫が亡く
なった後は、願出者の母が主となり耕作をしてきました。しかし、80
歳後半からはアルツハイマー病を患い、草むしり等の軽作業しかでき
なくなったため、息子の手を借りながら農地の維持管理を行ってきま
したが、令和 4 年 1 月 16 日に 95 歳でなくなりました。今回の調査に
おいて、お元気だった頃は、この生産緑地の中心的な農業従事者であ
ったことを確認しました。報告は以上です。

議 長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

他にございませんので、進行します。お諮りします。第 10 について
は、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明すること決定しました。なお、この案件のように生産緑地の主たる従事者証明が出されたのち、買い取りの申出をされた土地は、農業者が優先して取得できます。ほしいという方がいらっしゃいましたら、委員の皆さん斡旋してください。事務局で対応いたします。第11「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題します。事務局より説明願います。

事務局

第11「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を説明。被相続人について、住所は東浅川町、耕作面積は1,831㎡。相続開始年月日は令和4年1月16日。
相続人について、住所は東浅川町、年齢68歳、被相続人との続柄は「子」。適用を受けようとする農地は東浅川町にある1筆、1,173㎡。相続開始前の農耕従事実績は有り、農業経営の開始年月日は平成4年4月1日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いいたします。

農業委員

それではご報告いたします。9月13日、事務局と現地を確認するとともに、願出者からお話を伺いました。今回、納税猶予の適用を受けようとする、東浅川町の1筆は、生産緑地指定を受けている農地です。当該地ではサツマイモ、オクラ、サトイモ、ナス等が栽培されて、作付けがない部分は耕うん状態でした。収穫物は、以前は片倉町にあった市場に出荷していたそうですが、現在は自家消費のほか、近所の方々に配っているとのこと。願出者の家は代々農業を営んできました。願出者は会社員でしたが、父の勧めもあり、平成4年4月から週末のみ農業を手伝い始めました。両親と一緒に農作業を行いながら農業技術と農業知識を習得し、退職後は農業に専従するようになりました。今後も、農業経営を妻の兄と一緒に続けていくとのこと。

農業技術や農業知識に関して問題はありませんので、納税猶予を受け
る適格者としてふさわしいと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

他にございませんので、進行します。お諮りします。第11については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明すること決定しました。第12
「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題します。
事務局より説明願います。

事務局

第12「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を説明。
被相続人について、住所は小比企町、耕作面積は6,148㎡。相続開
始年月日は令和4年1月11日。
相続人について、住所は小比企町、年齢73歳、被相続人との続柄
は「子」。適用を受けようとする農地は小比企町にある13筆、5,490
㎡。相続開始前の農耕従事実績は有り、農業経営の開始年月日は昭
和43年4月1日。

議長 説明は終わりました。続きまして、私が担当委員として調査報告をし
たいと思います。

農業委員

それではご報告いたします。9月14日、事務局と現地を確認すると
ともに、願出者からお話を伺いました。納税猶予の適用を受けよう
とする、小比企町の2筆は、生産緑地指定を受けている農地で、その他
の11筆は、市街化調整区域内の農地です。小比企町の1筆では、キ
ャベツやハクサイなどの育苗をしていました。他の1筆では、パッシ
ョンフルーツ、他の1筆では、ウメが栽培され、他の1筆は、耕うん
状態。他の1筆では、ニラ、他の7筆では、サトイモが栽培されてお
り、他の1筆は耕うん状態でした。収穫物は、生協やスーパーなどで
販売するほか、給食用に出荷しているとのことでした。願出者の家は

代々農業を営んでおり、願出者は農業高校卒業後の昭和 43 年から農業に従事しています。現在は指導農業士及び認定農業者でもあり、農業技術や農業知識に関して問題はありませんし、今後も、家族と共に農業経営を続けていくとのことですので、納税猶予を受ける適格者としてふさわしいのではないかと思います。報告は以上です。

議長

質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

他にございませんので、進行します。お諮りします。第 12 については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明すること決定しました。第 13 「『東京都指導農業士』の推薦について」を議題します。なお、本件については、本会出席農業委員の案件がございます。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定では、「自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とされています。本会出席農業委員は、誠に申し訳ありませんが、議事に参与することができませんので、一時退席をお願いいたします。

【本会出席農業委員退室】

事務局より説明願います。

事務局

第 13 「『東京都指導農業士』の推薦について」 候補者 2 名について、住所は長沼町。推薦理由等を説明。
--

議長

説明は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので、進行します。お諮りします。第 13 については、この内容で推薦することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、2 名を推薦することにしました。

【 本会出席農業委員入室】

第 14「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局
議長

第 14「農地の権利取得の届出について」を報告。（2 件）

報告は終わりました。ご質問はありませんか。

【 「質問なし」との声あり】

質問なしと認めます。

以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、

第 13 番 坂 本 真 一 委 員

第 1 番 田 中 政 博 委 員

を指名します。よろしく申し上げます。

以上をもちまして、令和 4 年度八王子市農業委員会第 6 回総会を閉会します。

《 午後 2 時 58 分閉会 》